

平成 3 0 年 度

紀の川市一般会計補正予算（第 2 号）

平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度紀の川市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,220,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年7月20日

紀の川市長 中 村 慎 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		348,466	4,200	352,666
	1. 分担金	29,331	4,200	33,531
14. 国庫支出金		3,484,275	10,605	3,494,880
	1. 国庫負担金	2,559,510	10,605	2,570,115
15. 県支出金		2,173,193	20,050	2,193,243
	2. 県補助金	663,450	20,050	683,500
18. 繰入金		671,625	13,107	684,732
	2. 基金繰入金	667,310	13,107	680,417
21. 市債		3,517,400	54,100	3,571,500
	1. 市債	3,517,400	54,100	3,571,500
補正されなかった款項にかかる額		18,923,833		18,923,833
歳入合計		29,118,792	102,062	29,220,854

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		10,543,041	11,383	10,554,424
	2. 児童福祉費	4,412,461	11,383	4,423,844
10. 教育費		2,665,921	24,194	2,690,115
	2. 小学校費	401,705	12,163	413,868
	3. 中学校費	723,903	12,031	735,934
11. 災害復旧費		350,669	66,485	417,154
	1. 農林施設災害復旧費	10	41,285	41,295
	2. 公共土木施設災害復旧費	350,659	25,200	375,859
補正されなかった款項にかかる額		15,559,161		15,559,161
歳 出 合 計		29,118,792	102,062	29,220,854

第2表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林施設災害復旧事業	千円 12,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	千円 99,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 111,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校施設整備事業	511,000	〃	〃	〃	523,000	〃	〃	〃

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設 災害復旧事業	千円 113,200	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 130,600	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。